

(あけぼの訪問介護)

利用料金

(令和3年4月1日 現在)

1 介護保険給付対象サービス

原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

	身体介護	料金 (1割負担額)
	(1) 20分未満	167円
(2) 20分以上30分未満	250円	
(3) 30分以上1時間未満	396円	
(4) 1時間以上	579円に30分を増すごとに+84円	
基本料金	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67円(201円を限度)
	生活援助	料金 (1割負担額)
	(1) 20分以上45分未満	183円
	(2) 45分以上	225円
減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	△所定単位数×10%
割増	2人の訪問介護員等による場合	所定単位数×200%
	夜間の場合(午後6時から午後10時まで)	所定単位数×25%
	早朝の場合(午前6時から午前8時まで)	所定単位数×25%
	深夜の場合(午後10時から午前6時まで)	所定単位数×50%
加算	特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数×10%
	特別地域訪問介護加算	所定単位数×15%
	緊急時訪問介護加算	100円(回)
	初回加算	200円(月)
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100円(月)
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円(月)
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×13.7%
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×6.3%

・新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価として、令和3年9月まで基本報酬に0.1%上乗せしたものを請求します。

2 介護保険給付対象外サービス

(利用料の全額を負担していただきます)

その他		
	預かり金管理手数料(希望された場合に限る)	200円(月)
	交通費(サービス実施地域外の居宅を訪問した場合)	22円(1km)税込